

日 本 栄 養 大 学 学 則

第1章 目 的

第1条 本学は、食を通して疾病を予防し、健康を維持増進することに関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学術を教授研究し知的・道徳的・応用的能力を養うことによって有能な専門家を養成し、以て我国文化の高揚と社会の発展に寄与することを目的とする。

2 各学部、学科及び専攻等の人材の養成に関する目的、教育研究上の目的については別に定める。

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価は、教授会のほか必要に応じ委員会を設けて行う。

3 前項の委員会については、別に定める。

第2章 大 学 の 構 成

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

栄 養 学 部	実践栄養学科
	保健栄養学科
	食文化栄養学科

2 栄養学部保健栄養学科に栄養イノベーション専攻及び保健養護専攻を置く。

第4条 本学に次の教育研究施設を置く。その組織及び運営については、別に定める。

栄養科学研究所
図書館

第5条 本学の修業年限は4年とする。ただし、最長在学年限は8年とし、これをこえた者は除籍する。
休学の期間は在学期間に算入しない。

2 第26条及び第26条の2の規定により入学した者の最長在学年限は、在学すべき年数の2倍に相当する年数とする。

第3章 学 生 定 員

第6条 本学の学生定員は、次の通りとする。

		(入学定員)	(3年次編入学定員)	収容定員
栄養学部	実践栄養学科	(200名)	(20名)	840名
	保健栄養学科	(100名)		400名
	栄養イノベーション専攻	(50名)	(5名)	210名
	保健養護専攻	(87名)	(20名)	388名

2 本学において設置する学科の学級数は、1学級当たり概ね50名の学生数を基本として決定する。

第4章 教育課程、及び履修方法

第7条 本学で教授する授業科目及び単位数は別表第一の通りとする。

第8条 履修方法は次の各号の通りに定める。

一 卒業するためには4年以上在学し、必修単位を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。

二 基礎・教養科目は、人文科学、社会科学、自然科学及び外国語から別に定めるところにより合計

12 単位以上を修得する。

三 第 10 条に規定する別表第一に定める教職科目については、食文化栄養学科に在籍の者を除き、修得した単位を第一号に規定する卒業の要件となる単位として認めることができる。ただし、表中に定める一部の科目については、修得した単位を第一号に規定する卒業の要件となる単位として認めない。

四 学生は別に定める規程により他学科・他専攻の授業科目を履修することができる。ただし、原則として、修得した単位を第一号に規定する卒業の要件となる単位として認めない。

五 本学に入学する前に、学生が本学もしくは他の大学または短期大学、高等専門学校、修業年限 2 年以上の専修学校専門課程あるいは大学に編入学することができる高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）の専攻科において履修した授業科目の修得単位について、学生から願い出があった時は、教授会の議を経て、学長は 30 単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることがある。ただし、第 26 条の規定により入学した者についてはこの限りではない。

六 本学に入学した後、学生が他の大学又は短期大学もしくはその他の教育施設等において行った学修について、学生から願い出があった時は、別に定めるところにより、教授会の議を経て、学長は 20 単位を限度として単位として認めることがある。

第 8 条の 2 栄養学部においては進級にあたり、別に示すところにより、その可否を審査する。

第 9 条 栄養学部実践栄養学科において、管理栄養士国家試験受験資格を得るためには、栄養士法施行令及び管理栄養士学校指定規則に基づく所定の科目を履修しなければならない。

2 栄養学部保健栄養学科栄養イノベーション専攻において、栄養士の資格を得るためには第 8 条の規定によるほか栄養士法施行令及び同施行規則に基づく所定の科目を履修しなければならない。

第 10 条 教員の資格を得ようとする者は第 8 条の規定によるほか別表第一に定める教職科目を履修しなければならない。ただし、栄養教諭一種免許状を得ようとする者は、前条第 1 項の規定の要件を充足しなければならない。

2 本学の学部の学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は次の表の通りとする。

学 部	学 科	教員の免許状の種類	(免許科目)
栄 養 学 部	実 践 栄 養 学 科	栄養教諭一種免許状	
	保 健 栄 養 学 科	栄養イノベーション専攻	
		中学校教諭一種免許状	(家 庭)
		高等学校教諭一種免許状	(家 庭)
	保 健 養 護 専 攻	養護教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	(保 健)
		高等学校教諭一種免許状	(保 健)
		高等学校教諭一種免許状	(看 護)

第 11 条 栄養学部において臨床検査技師国家試験受験資格を得ようとする者は、第 8 条の規定によるほか別に定める科目を履修しなければならない。

2 栄養学部実践栄養学科及び保健栄養学科栄養イノベーション専攻において所定の科目を履修した者は食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を得ることができる。

第 12 条 単位修得の認定は試験による。ただし実習科目については平常の成績によって認定することがある。

2 試験等の評価は、S・A・B・C・D をもって表し、C 以上を合格とすることとし、実施の細目については別に定める。

第 13 条 授業は、講義、演習、実技、実験若しくは実習のいずれかの方法により又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第2項により修得する単位数は、卒業の要件として修得する総単位数のうち 60 単位を超えないものとする。
- 4 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を、授業時間外を含め 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。このうち授業時間については、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- 一 講義を主たる授業方法とする科目については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - 二 演習を主たる授業方法とする科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、教職実践演習の各科目については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - 三 実技、実験又は実習を主たる授業方法とする科目については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - 四 卒業研究については、第一号から第三号によらず、必要な学修等を考慮して学科ごとに単位数を定めるものとする。
- 第 14 条 教育上有益と認めるときは、他の大学・短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、学長は 30 単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることがある。
- 第 15 条 履修方法の細則は別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

第 16 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 17 条 学年は次の 2 学期に分ける。

前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

第 18 条 休業日は次の通り定める。

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

本学創立記念日（9 月 28 日）

夏期休業、冬期休業、春期休業その他の休業日については、毎年度当初までに教授会の議を経て学長が決定し、学年暦に掲載するものとする。

2 臨時休業についてはその都度定める。

3 学長が必要と認めた時は休業日の規定にかかわらず授業を行うことがある。

第6章 入学、退学、休学、復学、編入学、再入学、転部、転科、転学及び除籍

第 19 条 入学の時期は毎年学年の始めとする。

第 20 条 本学に入学する資格のある者は次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

三 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第 21 条 本学に入学しようとする者は本学所定の入学願書に入学検定料を添え願い出なければならな

い。

第22条 入学志願者には入学試験を行う。

2 入学の許可は、教授会の議を経て学長が行う。

第23条 入学を許可された者は本学所定の保証書を提出しなければならない。

第24条 退学しようとする者はその理由を明記し、保証人と連署で届け出なければならない。

2 懲戒による退学については第47条に定める。

第25条 病気その他やむを得ない理由によって3ヶ月以上欠席しようとする時は理由を明記し保証人と連署で学長に届け出て休学することができる。

2 休学の期間はその学年末までとする。ただし、事情により1年を限度として引き続き休学することができる。

3 休学は通算して4年をこえることはできない。これをこえた者は除籍する。

4 休学期間満了のとき、または休学期間中であってもその理由が消滅して復学しようとする者は、保証人と連署で学長に願い出て許可を受けなければならない。

第26条 第6条第1項に示す編入学定員を設ける学科等の3年次編入の場合、及び編入学定員を有しない学科等で欠員のある場合に限り、選考の上、学長が相当年次への入学を許可することがある。この編入学に志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学又は短期大学を卒業した者

二 修業年限2年以上でかつ修了に必要な総授業時数が1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者

三 大学又は3年制短期大学の第2年次の課程を修了し、62単位以上を修得した者。

四 大学に編入学することができる高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）の専攻科を修了した者

2 前項各号により入学する以前に、大学、短期大学、修業年限2年以上の専修学校専門課程及び大学に編入学することができる高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）の専攻科において修得した単位の認定の取扱については別に定める。

第26条の2 第24条第1項により本学を退学した者で再入学を志願する者は、欠員のある場合に限り、選考の上、学長が相当年次への入学を許可することがある。

2 再入学年度の教育課程に照らし、退学前に修得した単位の全部または一部について、学長の承認を経て修得したものとして認めることがある。

3 再入学の場合の入学検定料、その他必要な手続は別に定める。

4 再入学の場合の最長在学年限は第5条第2項による。

第26条の3 本学に在籍する者が、本学の他の学部への転部又は他の学科への転科を希望し、かつ欠員がある場合、学長の承認を経て相当年次への移籍を許可することがある。

2 前項により移籍した場合、第5条に定める修業年限および最長在学年限は、移籍前の在籍年数より通算することとする。なお卒業には、移籍後の所属における最終年次までの在籍を要するものとする。

第27条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、学長の承認を得なければならない。

第27条の2 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

一 授業料その他の学費を許可なしに滞納し、催告しても応じない者

二 第5条に定める最長在学年数をこえた者

三 第25条第3項に定める休学期間をこえた者

2 学生は、除籍されることにより、本学則及びその施行のために定められた規則に基づいて有する一切の権利を失う。

第7章 学士の学位

第28条 本学の卒業要件は、本学に学則第5条に規定する期間在学し所定の課程を修め、所定の単位を修得することとする。

第29条 本学を卒業した者に対しては、教授会の議を経て学長が学士（栄養学）の学位を授与する。

第8章 授業料、入学金その他に関する事項

第30条 入学検定料、入学金及び授業料等は別表第二の通りとする。

2 第25条に規定する休学期間中の学費は、半期（6ヶ月間）あたり12万円とする。

3 特別の事情があるときは、学費を減免することができる。

4 本条に定める納入金の納入方法、ならびに学費減免については別に定める。

第31条 既納の授業料、入学金及び入学検定料等は如何なる事情があっても返戻しない。

第32条 許可なしに授業料を滞納し、催告してもこれに応じない者は除籍する。

第9章 職員組織に関する事項

第33条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員。

2 本学に、学長が必要と認めた場合、副学長を置くことができる。

3 栄養学部には学部長を置き、学長より命を受けた校務について統督するものとする。

第34条 職員の職務に関しては学校教育法その他法令の定めるところによる。

第10章 教授会に関する事項

第35条 学長が決定を行うに当たり、第37条第1項に定める事項を審議するため学部に教授会を置く。

2 教授会の議長は学部長とする。学部長に支障のある時は学部長の指名する教授が代行する。

3 教授会は教授、准教授、専任講師を以って組織する。

4 議長が必要と認めた場合には、その他の教職員を加えることができる。

第36条 教授会は学長もしくは議長が必要と認めた時又は教授会構成員総数の2分の1以上の請求があった時議長が召集する。

2 教授会の開催は、教授会構成員総数の2分の1以上の出席者をもって成立するものとする。

第37条 教授会は次の事項を審議する。

一 学則、その他重要な規則の制定、改廃に関すること

二 教育研究上の組織に関すること

三 入学試験に関すること

四 教育課程の編成、変更及び実施に関すること

五 授業及び試験に関すること

六 学生の入学、卒業等身分に関すること

七 学位の授与に関すること

八 教員の人事に関すること

九 学生の厚生補導及び賞罰に関すること

十 その他教育研究に関して学長が諮問する事項

2 前項のほか、教授会は教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

第 11 章 委託生、科目等履修生及び研究生

第 38 条 本学は学生の教育に支障のない限り、委託生、科目等履修生、及び研究生を置くことができる。

第 39 条 公共団体その他の機関から本学特定の授業科目につき学習を委託された者がある時は選考の上委託生として入学を許可することがある。

第 40 条 本学の授業科目中特定の科目を履修しようとする者がある時は選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

第 41 条 本学の授業科目中特定の科目を研究しようとする者がある時は選考の上研究生として入学を許可することがある。

第 42 条 研究生として入学することのできる資格のある者は次の通りとする。

- 一 大学を卒業して学士の学位または称号を有する者
- 二 短期大学を卒業した者及びこれに準ずる者で研究を希望する科目に関し前号と同等以上の学力があると認められた者

第 43 条 委託生、科目等履修生及び研究生について必要な事項は別に定める。

第 12 章 留学生

第 44 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

3 本学との協定に基づき、外国の大学の学生が本学で研究指導を受ける場合、又は授業科目を履修する場合は、特別研究学生として受け入れることができる。

4 特別研究学生については必要な事項を別に定める。

第 13 章 賞 罰

第 45 条 学生として表彰に価する行為があった者に対しては、学長は教授会の議を経て表彰する。

第 46 条 学生の本分に反する行為があった者に対しては、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は戒告、停学及び退学とする。

第 47 条 懲戒による退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 正当な理由がなくて出席が常でない者
- 三 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者で、GPA が 0.75 以下の者には退学勧告を行うことができる。

第 14 章 雑 則

第 48 条 本学は学生の教育に支障のない限り、栄養知識の普及、食生活の改善の目的を以て成人教育のため公開講座、及び講習会等を開催する。

第 49 条 農場、寄宿舍及び厚生保健施設等に関する規定は別に定める。

附 則

本学則は大学設置認可の日からこれを施行する。

本学則は昭和 37 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 39 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 42 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 44 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 45 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 46 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 47 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 49 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 50 年 4 月 1 日からこれを施行する。ただし昭和 49 年度以前に入学した者は第 24 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 51 年 4 月 1 日からこれを施行する。ただし昭和 50 年度以前に入学した者は第 24 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 52 年 4 月 1 日からこれを施行する。ただし昭和 51 年度以前に入学した者は第 25 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

昭和 52 年度から昭和 54 年度において栄養学部二部栄養学科の総定員は第 4 条の規定にかかわらず、次の通りとする。

昭和 52 年度	180 名
----------	-------

昭和 53 年度	160 名
----------	-------

昭和 54 年度	140 名
----------	-------

本学則は昭和 53 年 4 月 1 日からこれを施行する。ただし昭和 52 年度以前に入学した者は第 25 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。ただし昭和 52 年度以前に入学した者は第 25 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 55 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 昭和 54 年度以前に入学した者は、第 5 条別表第一、1 の 3にかかわらず、なお従前の例による。

二 昭和 52 年度以前に入学した者は、第 27 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 56 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 昭和 54 年度以前に入学した者は、第 5 条別表第一、1 の 3にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 57 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 昭和 54 年度以前に入学した者は、第 5 条別表第一、1 の 3にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 58 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 59 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 60 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 61 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 62 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 63 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は平成元年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は平成 2 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は平成 3 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は平成 4 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は平成 5 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成4年度以前に入学した者は、第7条別表第一、及び第8条にかかわらず、なお従前の例による。

二 第6条に規定する保健栄養学科、文化栄養学科の学生定員は、平成8年度までは次の通りとする。

	入学 定員	3年次編 入学定員	収 容 定 員			
			平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度より
保健栄養学科	80	—	380	360	340	320
文化栄養学科	40	20	40	80	140	200

本学則は平成6年4月1日からこれを施行する。

一 第6条に規定する栄養学部二部の学生定員は、平成9年度までは次の通りとする。

	入学 定員	3年次編 入学定員	収 容 定 員			
			平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度より
栄養学部二部	20	20	130	140	130	120

本学則は平成7年4月1日からこれを施行する。

本学則は平成8年4月1日からこれを施行する。

一 第6条に規定する保健栄養学科の学生定員は、平成11年度までは次の通りとする。

	入学 定員	3年次編 入学定員	収 容 定 員			
			平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度より
保健栄養学科	77	6	323	326	323	320

本学則は平成9年4月1日からこれを施行する。

一 平成8年度以前に入学した者は、第7条別表第一、及び第8条第一号・第二号にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成10年4月1日からこれを施行する。

本学則は平成11年4月1日からこれを施行する。

本学則は平成12年4月1日からこれを施行する。

一 平成11年度以前に入学した者は、第7条別表第一、及び、第8条にかかわらず、なお従前の例による。

二 第6条に規定する栄養学科実践栄養学専攻の学生定員は、平成15年度までは次の通りとする。

	入学 定員	3年次編 入学定員	収 容 定 員			
			平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度より
栄 養 学 科 実践栄養学専攻	200	20	520	640	740	840

本学則は平成13年4月1日からこれを施行する。

一 平成12年度以前に入学した者は、第7条別表第一、及び、第8条にかかわらず、なお従前の例による。ただし教育職員免許法施行規則の一部改正により、教職分野の授業科目の一部については、12年度入学生にも適用する。

本学則は平成14年4月1日からこれを施行する。

一 平成13年度以前に入学した者は、第7条別表第一（1-1、1-2）、第8条第二号及び第9条にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成15年4月1日からこれを施行する。

一 平成14年度以前に入学した者は、第3条、6条、7条別表第一及び、第8条第二号、第9条並びに第10条にかかわらず、なお従前の例による。

二 第6条に規定する実践栄養学科、保健栄養学科及び文化栄養学科の学生定員は、平成18年度までは次の通りとする。

		入学 定員	3 年次編 入学定員	収 容 定 員			
				平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度 より
実践栄養学科		200	20	200	400	620	840
保健栄 養学科	栄養科学専攻	100	—	100	200	300	400
	保健養護専攻	50	—	50	100	150	200
文化栄養学科		67	20	227	254	281	308

三 平成 14 年度以前入学生の実践栄養学科及び保健栄養学科の学生定員は次の通りとする。

		入学 定員	3 年次編 入学定員	収 容 定 員			
				平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
栄 養 学 科	実践栄養学専攻	200	20	640	440	220	—
	栄養科学専攻	100	—	300	200	100	—
保健栄養学科		77	6	243	166	83	—

本学則は平成 16 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 15 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一 1－5 にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 16 年 10 月 1 日からこれを施行する。

本学則は平成 17 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 16 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一、第 8 条第 1 項第二号、及び第 10 条にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 18 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 17 年度以前に入学した者は、第 3 条、第 6 条、及び第 7 条別表第一の 1－1－②、及び 1－5 にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 19 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は平成 20 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 19 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－3、及び第 30 条第 1 項別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 21 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 18 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－2 にかかわらず、なお従前の例による。

二 平成 20 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 2 にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 22 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 21 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－2、1－3、1－4、1－5、及び 2、第 11 条第 2 項にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 23 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 22 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－2、1－3、1－4、及び 1－5 にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 24 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 23 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－2、1－3、1－5、及び 2、第 13 条第三号にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 25 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 24 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－2、1－3、1－4、1－5、及び 2 にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 26 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 25 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－1、1－2、1－3、1－4、1－5、及び 2、第 8 条、第 12 条第 2 項にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 27 年 4 月 1 日からこれを施行する。

- 一 平成 26 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－1 及び 1－5、第 13 条にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 28 年 4 月 1 日からこれを施行する。

- 一 平成 27 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－1、1－2、1－3、1－4、及び 1－5にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 29 年 4 月 1 日からこれを施行する。

- 一 第 6 条にかかわらず、栄養学部二部保健栄養学科は、平成 29 年度 1 年次入学生、平成 31 年度 3 年次編入学生の募集を停止、保健栄養学科保健養護専攻は、平成 31 年度より 3 年次編入学生の募集を開始し、保健栄養学科保健養護専攻、食文化栄養学科、及び栄養学部二部保健栄養学科の学生定員は、平成 32 年度までは次の通りとする。

	入学 定員	3 年次編入学定員		収 容 定 員			
		平成 29、30 年度	平成 31 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保健栄養学科 保健養護専攻	50	—	5	200	200	205	210
食文化栄養学科	87	20		328	348	368	388
栄養学部二部 保健栄養学科	—	20	—	100	80	40	—

- 二 平成 28 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－2、1－3、及び 1－5、第 8 条の 2 にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 30 年 4 月 1 日からこれを施行する。

- 一 平成 29 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－1、1－3、及び 1－5にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 31 年 4 月 1 日からこれを施行する。

- 一 平成 30 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－1、1－3、及び 1－4にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は令和 2 年 4 月 1 日からこれを施行する。

- 一 平成 31 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－2、1－3、1－4、2 及び第 30 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は令和 3 年 4 月 1 日からこれを施行する。

- 一 令和 2 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－3、1－5 及び第 30 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は令和 4 年 4 月 1 日からこれを施行する。

- 一 令和 3 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－1、1－2、1－3、1－4、1－5 及び第 13 条にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は令和 5 年 4 月 1 日からこれを施行する。

- 一 令和 4 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－5、第 8 条の 2 及び第 30 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は令和 6 年 4 月 1 日からこれを施行する。

- 一 令和 5 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一の 1－3にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は令和 7 年 4 月 1 日からこれを施行する。

- 一 令和 6 年度以前に入学した者は、第 3 条、第 6 条、第 7 条別表第一の 1－1、1－2、1－3、1－4、及び 1－5、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、及び第 30 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は令和8年4月1日からこれを施行する。

- 一 本学則の施行により、大学の名称を女子栄養大学から日本栄養大学に改める。
- 二 令和7年度以前に入学した者は、第7条別表第一の1－2、1－5及び第20条にかかわらず、なお従前の例による。
- 三 第6条により編入学する者に限り、令和10年4月1日から第20条を適用する。

別表第一 授業科目及び単位数

1-1 栄養学部共通開設科目

授 業 科 目		単位数		授 業 科 目		単位数	
		必修	選択			必修	選択
基礎・ 教養科目	(人文科学)			共通特論	共通特論XVIII		2
	哲学	内2以上 (※)	2		共通特論XIX		2
	文学		2		共通特論XX		2
	心理学		2		共通特論XXI		2
	文化人類学		2		共通特論XXII		2
	文化芸術論		2		共通特論XXIII		2
	(社会科学)				共通特論XXIV		2
	経済学	内2以上 (※)	2		共通特論XXV		2
	法学		2	教職科目	教職論		2
	教育学		2		教育原理		2
	社会学		2		教育原理（教育の社会的事項及び地域連携、学校安全を含む）		2
	ジェンダー・セクシュアリティ論		2		学校の制度		1
	(自然科学)				発達と学習の心理学		2
	数学	内2以上 (※)	2		特別支援教育論		2
	物理学		2		特別支援教育論（栄養教諭）		1
	化学		2		道德教育論		2
	生物学		2		道德教育論（栄養教諭）		1
	環境生態学		2		総合的な学習の時間の指導法		1
	(外国語)	内4以上			特別活動論		1
	英語I		2		教育方法及び技術（ICTの活用を含む）		2
	英語II		2		教育方法及び技術（栄養教諭）		1
	フランス語		2		生徒指導論I		1
	中国語		2		生徒指導論II		1
	韓国語		2		教育相談I		1
	外国語コミュニケーション		2		教育相談II		1
共通特論	共通特論I		1		教育課程論		1
	共通特論II		2		教育課程の基礎理論		1
	共通特論III		2		進路指導論		1
	共通特論IV		2		栄養教諭教育実習指導		1
	共通特論V		2		栄養教諭教育実習		1
	共通特論VI		1		教育実習指導（△）		1
	共通特論VII		2		教育実習I（△）		2
	共通特論VIII		2		教育実習II（△）		2
	共通特論IX		2		養護実習指導（△）		1
	共通特論X		2		養護実習（△）		4
	共通特論XI		2		教職実践演習（栄養教諭）		2
	共通特論XII		2		教職実践演習（養護教諭）（△）		2
	共通特論XIII		2		教職実践演習（中・高）（△）		2
	共通特論XIV		2		※人文科学、社会科学、自然科学の各分野から各2単位以上履修した上、合計8単位以上を履修すること。 「△」の科目は、卒業の要件となる単位として認めない。		
	共通特論XV		2				
	共通特論XVI		2				
	共通特論XVII		2				

1-2 栄養学部実践栄養学科

授 業 科 目		単位数		授 業 科 目		単位数	
		必修	選択			必修	選択
栄養学部共通導入科目・入門科目	実践栄養学	2		食事摂取基準論	2		
	初年次教育演習	1		ライフステージ栄養・食事管理実習	1		
	情報リテラシー論	2		栄養教育基礎論	2		
	情報処理基礎実習		1	栄養教育技術論			2
	食と栄養を学ぶための化学		2	栄養教育実践論	2		
栄養学部共通専門科目	食文化論	2		栄養教育論実習	1		
	基礎栄養学	2		臨床栄養学	2		
	公衆衛生学	2		臨床栄養管理論Ⅰ	2		
	栄養生理学	2		臨床栄養管理論Ⅱ	2		
	食品学	2		臨床栄養管理論実習	1		
	食品衛生学	2		臨床栄養教育論	2		
	調理学	2		臨床栄養教育論実習			1
	基礎調理学実習	1		公衆栄養学	2		
	ライフステージ栄養学	2		地域栄養活動論			2
	情報処理統計学	2		地域栄養計画実習			1
	健康スポーツ演習	1		給食管理論	2		
	生涯スポーツ演習		1	給食管理実習	1		
	日本国憲法		2	給食経営管理論			2
専門基礎科目	疫学・生物統計学	2		専門科目	給食経営管理実習		1
	健康情報処理・活用実習		1		管理栄養士実践演習		1
	公衆衛生活動論		2		管理栄養士総合演習		1
	理学的化学的基礎	1			管理栄養士活動実習		2
	生化学基礎実験	1			臨地実習Ⅰ(校外実習)		1
	解剖生理学	2			臨地実習Ⅱ		3
	解剖生理学実習	1			フードシステム学		2
	栄養学実験	1			マーケティング論		2
	生化学	2			看護・介護論		2
	分子栄養学(免疫学を含む)	2			臨床栄養活動論		2
	栄養生化学実験		1		臨床栄養実習		1
	臨床医学総論(感染症を含む)		2		福祉栄養活動論		2
	臨床医学各論Ⅰ	2			福祉栄養実習		1
	臨床医学各論Ⅱ	2			地域栄養・国際栄養概論		2
	食品化学	2			災害栄養活動論		2
	食品化学実験	1			地域マネジメント実習		1
	食品機能学		2		スポーツ概論		2
	調理・加工実験	1			スポーツ栄養学		2
	応用調理学実習	1			スポーツ栄養実習		1
	実践調理学実習		1		フードサービスシステム論		2
	食品衛生学実験	1			フードサービスマネジメント論		2
	栄養アセスメント基礎実習	1			フードサービスマネジメント実習		1
	栄養・食事管理論(アセスメント論を含む)	2			栄養教諭論		2
					栄養教諭論実践研究		2

授 業 科 目		単位数	
		必修	選択
管理栄養士プロフェッショナリズム論Ⅰ	1		
管理栄養士プロフェッショナリズム論Ⅱ			2
実践栄養学特論Ⅰ			1
実践栄養学特論Ⅱ			2
実践栄養学特論Ⅲ			2
実践栄養学特論Ⅳ			2
実践栄養学特論Ⅴ			2
実践栄養学特論Ⅵ			2
実践栄養学特論Ⅶ			2
実践栄養学特論Ⅷ			2
実践栄養学特論Ⅸ			2
実践栄養学特論Ⅹ			2
演習			2
卒業研究			4

1-3 栄養学部保健栄養学科栄養イノベーション専攻

授 業 科 目		単位数		授 業 科 目		単位数	
		必修	選択			必修	選択
栄養学部共通導入科目・入門科目	実践栄養学	2		栄養・食教育論	2		
	初年次教育演習	1		栄養・食教育実習	1		
	情報リテラシー論	2		公衆栄養学	2		
	情報処理基礎実習		1	応用調理学実習	1		
	食と栄養を学ぶための化学		2	食事計画実習	1		
栄養学部共通専門科目	食文化論	2		給食管理論	2		
	基礎栄養学	2		給食管理実習	1		
	公衆衛生学	2		栄養士活動実習			1
	栄養生理学	2		校外実習			1
	食品学	2		食品開発論			1
	食品衛生学	2		食品分析化学			2
	調理学	2		食品保存技術論			2
	基礎調理学実習	1		食品表示・規格論			2
	ライフステージ栄養学	2		食品機能研究論			2
	情報処理統計学	2		バイオテクノロジー概論			2
	健康スポーツ演習	1		フードセキュリティ論			1
	生涯スポーツ演習		1	フードシステム学			2
	日本国憲法		2	食品開発・マーケティング論			2
専門基礎科目	女性と科学		1	専門科目	食品分析・検査実習		1
	基礎化学実験	1			食品官能評価・物理的評価実習		1
	疫学・生物統計学	2			フードサイエンス実習Ⅰ		1
	解剖生理学	2			フードサイエンス実習Ⅱ		1
	栄養生理学実習	1			フードPBL演習(フードサスティナブル論を含む)		1
	生化学	2			食品微生物検査学		1
	栄養学・生化学実験	1			食品微生物検査実習		1
	微生物学	2			実践食品微生物検査学		1
	分子栄養学		2		実践食品微生物検査実習		1
	免疫学		2		栄養データサイエンス入門		2
	臨床医学概論	2			プログラミング入門実習		1
	食品化学	2			データサイエンスと社会		2
	食品化学実験	1			栄養・料理データ分析		2
	食品衛生学実験	1			保健・栄養ビッグデータ活用		2
	食品加工学		2		社会調査法		2
	食品加工実習		1		栄養疫学データ活用		2
	調理科学実験		1		プログラミング基礎実習		1
	フード・ウェルネス論		2		プログラミング応用実習		1
専門科目	食事摂取基準論	2			AI入門		2
	食事調査実習	1			機械学習の基礎実習		1
	ライフステージ栄養学実習	1			深層学習の基礎実習		1
	臨床栄養学	2			IT活用演習		1
	食事療法実習	1			栄養のための人工知能		2
	食育論	2					

授 業 科 目		単位数		授 業 科 目		単位数	
		必修	選択			必修	選択
専 門 科 目	機械学習の応用実習		1	生理機能学			2
	深層学習の応用実習		1	生理機能検査学			2
	栄養・食生活の課題解決実習		2	生理機能検査学実習			1
	臨床検査医学総論Ⅰ		2	画像検査学			2
	臨床検査医学総論Ⅱ		2	画像検査学実習			1
	臨床病態解析学		2	検査総合管理学			2
	臨床検査診断学		1	精度管理学			2
	解剖組織学実習		1	医療安全管理学			1
	病理学		2	医療安全管理学実習			0.5
	臨床検査学基礎実習		1	採血実習			0.5
	病態薬理学		1	臨地実習			12
	臨床関係法規		1	臨床検査学演習			8
	医学概論		1	臨床検査英文原書講読			2
	医用工学概論		1	家庭経営学(家庭経済学を含む)			2
	医用工学実習		0.5	家族関係学			2
	検査機器総論		1	被服実習Ⅰ			1
	検査機器実習		0.5	被服実習Ⅱ			1
	情報科学概論		1	衣材料学			2
	血液検査学		2	住居学			2
	血液検査学実習		2	保育学			2
	病理検査学		1	家庭科教育法Ⅰ			2
	病理検査学実習		1	家庭科教育法Ⅱ			2
	病理組織細胞検査学		2	家庭科教育法Ⅲ			2
	病理組織細胞検査学実習		1	家庭科教育法Ⅳ			2
	一般検査学		1	介護等体験実習講義			2
	一般検査学実習		0.5	栄養イノベーション特論Ⅰ			2
	寄生虫学		1	栄養イノベーション特論Ⅱ			2
	寄生虫学実習		0.5	栄養イノベーション特論Ⅲ			2
	生化学検査学		2	栄養イノベーション特論Ⅳ			2
	生化学検査学実習		1	栄養イノベーション特論Ⅴ			2
	免疫検査学		1	栄養イノベーション特論Ⅵ			2
	免疫検査学実習		0.5	栄養イノベーション特論Ⅶ			2
	遺伝子・染色体検査学		2	栄養イノベーション特論Ⅷ			2
	遺伝子・染色体検査学実習		1	栄養イノベーション特論Ⅸ			2
	輸血検査学		2	栄養イノベーション特論Ⅹ			2
	輸血検査学実習		0.5	演習			2
	免疫移植検査学		1	卒業研究			4
	免疫移植検査学実習		0.5				
	臨床微生物学		2				
	微生物検査学		2				
	微生物検査学実習		2				
	医療コミュニケーション実習		1				

1-4 栄養学部保健栄養学科保健養護専攻

授 業 科 目		単位数		授 業 科 目		単位数	
		必修	選択			必修	選択
栄養学部共通導入科目・入門科目	実践栄養学	2		学校救急看護学	2		
	初年次教育演習	1		養護診断総論			2
	情報リテラシー論	2		養護診断各論			2
	情報処理基礎実習		1	養護診断演習			1
	食と栄養を学ぶための化学		2	ヘルスカウンセリング			1
栄養学部共通専門科目	食文化論	2		健康相談活動論	2		
	基礎栄養学	2		特別支援コーディネート(指導法を含む)			2
	公衆衛生学	2		学校精神保健			2
	栄養生理学	2		学校保健学総論	2		
	食品学	2		学校保健学・安全各論	2		
	食品衛生学	2		養護概説	2		
	調理学	2		保健室経営論			2
	基礎調理学実習	1		教職養護論			2
	ライフステージ栄養学	2		社会福祉論			2
	情報処理統計学	2		介護等体験実習講義			2
	健康スポーツ演習	1		発育・ヘルスプロモーション論			2
	生涯スポーツ演習		1	ヘルスプロモーション論実習			1
専門基礎科目	日本国憲法		2	専門科目	学校健康教育論		2
	医学概論		2		保健科教育法Ⅰ		2
	解剖学		2		保健科教育法Ⅱ		2
	人体生理学	2			保健科教育法Ⅲ		2
	生化学	2			保健科教育法Ⅳ		2
	微生物学	2			看護科教育法Ⅰ		2
	感染制御学実習	1			看護科教育法Ⅱ		2
	免疫学	2			長期学校体験実習指導		2
	病理学		2		長期学校体験実習		4
	薬理学		2		保健養護特論Ⅰ	1	
専門科目	応用調理学実習		1		保健養護特論Ⅱ		2
	臨床医学	2			保健養護特論Ⅲ		2
	食育論		2		保健養護特論Ⅳ		2
	保健統計学		2		保健養護特論Ⅴ		2
	保健社会調査論		2		保健養護特論Ⅵ		2
	環境保健学		2		保健養護特論Ⅶ		2
	小児疾患学	2			保健養護特論Ⅷ		2
	母子保健学		1		保健養護特論Ⅸ		2
	基礎看護学	2			保健養護特論Ⅹ		2
	基礎看護学実習		1		演習		2
	学校救急看護学実習		1		卒業研究		4
	看護学臨床実習指導		1				
	看護学臨床実習		2				
	成人・老年看護学		2				
	母子看護学		2				

1-5 栄養学部食文化栄養学科

授 業 科 目		単位数		授 業 科 目		単位数	
		必修	選択			必修	選択
栄養学部共通導入科目・入門科目	実践栄養学	2		食文化調理学実習Ⅱ(日本・西洋)			1
	初年次教育演習	1		食文化調理学実習Ⅲ(製菓・製パン)			1
	情報リテラシー論	2		マーケティング論入門			2
	情報処理基礎実習		1	フードビジネスマネジメント論(厨房設計を含む)	2		
	食と栄養を学ぶための化学		2	業界企業分析論			2
栄養学部共通専門科目	食文化論	2		食生活調査法実習			1
	基礎栄養学	2		Webプログラミング実習			1
	公衆衛生学	2		料理データベース論実習			1
	栄養生理学	2		グラフィックデザイン実習			1
	食品学	2		映像表現法実習			1
	食品衛生学	2		フードコーディネート論	2		
	調理学	2		フードコーディネート論実習			1
	基礎調理学実習	1		ワインコーディネート論実習Ⅰ			1
	ライフステージ栄養学	2		ワインコーディネート論実習Ⅱ			1
	情報処理統計学	2		テーブルカラーコーディネート論			1
	健康スポーツ演習	1		留学対策英語			2
	生涯スポーツ演習		1	ビジネス英語			2
専門基礎科目	日本国憲法		2	現代食文化論			2
	食生活文化論	2		地域振興論			2
	栄養と健康	2		地域振興論実習			1
	栄養学実習		1	国際食活動フィールドワーク実習			2
	食事計画論	2		地域観光ビジネス論実習			1
	食品栄養学基礎	2		食企業経営論			2
	食品衛生学実験		1	食品小売流通論			2
	応用調理学実習	1		商品開発実習			1
	基礎経営学	2		外食メニュー開発実習			1
	フードシステム学	2		カフェレストラン実習			1
	プランニング入門	2		食表現論			2
	フードクリエイション実習		1	メディア編集論実習			1
専門科目	写真表現法実習		1	食空間デザイン論			2
	国際理解論	2		パッケージ論(デザインを含む)			2
	食生態学	2		イベントコーディネート論実習			1
	国際食文化論		2	海外英語語学研修			4
	和食文化論		2	ホスピタリティ英語			2
	食具文化論		2	英語で学ぶ世界の食文化			2
	食文化フィールドワーク実習	1		国際栄養教育実習			1
	栄養教育・食育論	2		アカデミックライティングⅠ	1		
	国際栄養学	2		アカデミックライティングⅡ	1		
	食事療法学	2		食文化栄養学総論Ⅰ	1		
	食品加工・保蔵学	2		食文化栄養学総論Ⅱ	2		
	食品加工・官能評価実習	1		食文化栄養学演習	1		
	食文化調理学実習Ⅰ(日本・アジア)	1					

授 業 科 目		単位数		授 業 科 目		単位数	
		必修	選択			必修	選択
専 門 科 目	食文化栄養学実習	2		専 門 科 目	食文化栄養学特論Ⅷ		2
	卒業研究	6			食文化栄養学特論Ⅸ		2
	食文化栄養学特論Ⅰ	1			食文化栄養学特論Ⅹ		2
	食文化栄養学特論Ⅱ		2		食文化栄養学特論ⅩⅠ		2
	食文化栄養学特論Ⅲ		2		食文化栄養学特論ⅩⅡ		2
	食文化栄養学特論Ⅳ		2		食文化栄養学特論ⅩⅢ		2
	食文化栄養学特論Ⅴ		2		食文化栄養学特論ⅩⅣ		2
	食文化栄養学特論Ⅵ		2		食文化栄養学特論ⅩⅤ		2
	食文化栄養学特論Ⅶ		2				

別表第二 入学検定料・入学金及び授業料等

	栄 養 学 部			
	実践栄養学科	保 健 栄 養 学 科		食文化栄養学科
		栄養イノベーション専攻	保健養護専攻	
入 学 検 定 料 (大学入学共通テスト利用型検定料)	25,000円 (10,000円)	25,000円 (10,000円)	25,000円 (10,000円)	25,000円 (10,000円)
入 学 金	275,000円	275,000円	275,000円	261,000円
授 業 料 (年額)	880,000円	880,000円	880,000円	817,000円
実験実習教育研究費 (年額)	272,000円	272,000円	272,000円	250,000円
施 設 費 (年額)	471,000円	471,000円	471,000円	471,000円

	委 託 生		研 究 生	
	本学卒業生	そ の 他	本学卒業生	そ の 他
入 学 検 定 料	20,000円	30,000円	20,000円	30,000円
授 業 料 (月額)	30,000円		20,000円	

		科 目 等 履 修 生	
		本 学 卒 業 生	そ の 他
入 学 検 定 料		20,000円	30,000円
登 録 料 (入学時)	単 位 要	30,000円	30,000円
	単位不要	—	—
授 業 料 (1単位)	単 位 要	10,000円	13,000円
	単位不要	10,000円	10,000円